ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金に要する費用の額の厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
(1)　被用者保険等保険者である組合　四分の三	(1)　被用者保険等保険者である組合　四分の三
(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(1)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合
ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合
(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合
ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合	ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
(2)　被用者保険等保険者である組合　零	(2)　被用者保険等保険者である組合　零
四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
百分の十八	百分の三十二
百分の十六	百分の三十
百分の十四	百分の二十八
百分の十三	百分の二十六
百分の十七	百分の二十四
百分の十五	百分の二十二
百分の十四	百分の二十

別表第一（第五条関係）

二百十万円以上二百二十万円未満	百五十万円未満
二百二十万円以上二百三十万円未満	百五十万円以上百六十万円未満
二百三十万円以上二百四十万円未満	百六十万円以上百七十万円未満
二百四十万円以上	百七十万円以上百八十万円未満
百五十万円未満	百八十万円以上百九十万円未満
百五十万円以上百六十万円未満	百九十万円以上二百万円未満
百六十万円以上百七十万円未満	二百万円以上二百十万円未満
百七十万円以上百八十万円未満	二百十万円以上二百二十万円未満
百八十万円以上百九十万円未満	二百二十万円以上二百三十万円未満
百九十万円以上二百万円未満	二百三十万円以上二百四十万円未満
二百万円以上二百十万円未満	二百四十万円以上
二百十万円以上二百二十万円未満	
二百二十万円以上二百三十万円未満	
二百三十万円以上二百四十万円未満	
二百四十万円以上	

百五十万円未満	千分の百六十四
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百六十一
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十七
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十四
百九十万円以上二百万円未満	千分の百五十
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十七
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百十五
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の八十四
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の五十五
二百四十万円以上	千分の二十七
	零

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第五条関係）

百五十万円未満	百分の三十二
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四
百九十万円以上二百万円未満	百分の二十二
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十

別表第二（第五条関係）

二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八
二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

別表第三（附則第十三条、第十六条及び第十七条関係）

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四